

パンデミック下でも実施可能な定時株主総会のあり方について のタケダの見解

概要

タケダは、将来起こりうるさまざまな感染症の感染拡大防止のため、株主総会をバーチャルのみでも開催できるよう開催選択肢の拡大を目指しています。2020年6月には新型コロナウイルス感染拡大を防ぐための株主総会のあり方について関係省庁・経団連から一定の指針は示されたものの、実質的な開催方法については各社に一任され、会社法の解釈により違法となるリスクが残っていました。当社は感染症対策に取り組む生命関連企業として、国民の健康に貢献することが責務であり、将来起こりうるパンデミックに備えるためにも、関係者が前向きに検討を行っていく必要があります。当社も積極的に貢献していきたいと考えています。

背景

現行の会社法第298条第1項及び、それを受けた会社法施行規則第72条第3項第1号では、株主総会の開催にあたってはホテルやホール等の物理的な場所を設けることが定められており、かつ2018年衆議院法務委員会における法務省民事局長(当時)の答弁においても、バーチャルのみでの株主総会の開催は解釈上困難であると説明されており、会社法の解釈上、バーチャルのみで株主総会を開催することは認められていません。

そのような中、2020年2月に経済産業省から、「ハイブリッド型バーチャル株主総会」の実施ガイドが策定されました。ハイブリッド型バーチャル株主総会とは、取締役や株主等が一堂に会する物理的な場所で株主総会(リアル株主総会)を開催する一方で、リアル株主総会の場に在所しない株主がインターネット等の手段を用いて遠隔地から参加・出席することができる株主総会のことをいいます。この実施ガイドは、企業と株主・投資家との建設的な対話促進を目的に、2018年9月からの「さらなる対話型株主総会プロセスに向けた中長期的課題に関する勉強会」の議論を経て策定されたものです。

新型コロナウイルスについては、日本では2020年1月から流行が始まり、人が会する様々な場でのクラスターの発生が確認されたことに対し、政府は同年2月に「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を策定し、大規模の集会やイベントの中止を求めました。さらに国民に対し、人との接触機会の8割削減を呼びかけ、出張や旅行等における移動の自粛やオンライン会議の実施等を通じた感染症対策を講じてきました。

こういったパンデミック下における株主総会のあり方について、経済産業省・法務省からは同年4月2日、「株主総会運営に係るQ&A」(4月14日・28日更新)により、「設定した会場に株主が出席していなくても、株主総会

を開催することは可能」という見解が示されました。経団連からは、「株主に事前の議決権行使を促しつつ定時株主総会に来場いただく株主の数を一定程度限定することを想定したモデル(プラン A)」及び、「感染拡大防止の観点を中心に強め、原則として会場への来場をご遠慮いただくことを想定したモデル(プラン B)」が、さらに同年 5 月 14 日には「新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」においても、「株主総会については、事前の議決権行使を促すことなどにより、来場者のない形での開催も検討する。」との発表がなされ、株主総会における感染拡大を避けるべく、会員企業に広く呼びかけが行われました。

タケダは東証一部に上場し、日本に本社をおく唯一の売上高世界トップ 10 の製薬会社として医薬品及びワクチンを取り扱っており、現在 40 万人を超える日本人個人株主を有し、また 5,000 人以上の社員が日本で働いています。当社では新型コロナウイルスによるパンデミック下では、日本国内の従業員に対し可能な限り在宅勤務を行うことを指示するとともに、出張や多くの人が集まる会議を中止とする対策を講じた他、取締役会や役員会議もオンラインで実施をしてきました。

タケダの見解

タケダは感染症対策に取り組む生命関連企業として、人々の健康に貢献することが責務であり、将来起こりうるさまざまなパンデミック下での定時株主総会実施に際し、当社の株主や従業員、さらには国民の健康と安全への影響を危惧しています。例年の当社の株主総会には約 3,000 人が集いますが¹、その大部分は国内の個人投資家の方々であり²、高齢の方がその大半を占めます³。パンデミック下においては感染患者さんのみならず、潜在患者さんも一定含まれ、物理的な場所に会した株主総会がクラスターとなる可能性は十分に考えられます。

また前述の通り、経済産業省・法務省が公表した Q&A では、「設定した会場に株主が出席していなくても、株主総会を開催することは可能」という見解が明記されたものの、株主による決議取消訴訟のリスクは各企業が負わなくてはなりません。このため、コロナウイルスによるパンデミックが終息しない状況下で開催された 2020 年度定時株主総会においては、多くの企業が、制限はしたものの一定数の株主が物理的な場所に参集する結果となりました。

そこで当社は、今後起こりうるパンデミックを想定し、感染防止の観点からバーチャルのみで株主総会を実施できる選択肢を確保できるよう、今の内に環境整備を行っておくことが重要であると考えています。また、バーチャルのみで株主総会を開催することは、移動や集会の自粛、テレコミュニケーションツールの活用を推奨する感染症対策方針にも合致する方法であると考えます。定時株主総会の延期も考え得る選択肢の一つではありますが、パンデミックの状況は予測不可能であり、再流行の可能性があることも否定できません。これらの状況を踏まえますと、勿論バーチャル総会に出席する株主がリアル株主総会に出席する株主と同等の権利行使できるための実務の確立や IT その他のインフラ環境の整備の更なる進展が必要なことも承知していますが、**将来起こりうるパンデミックに備えるためにも、バーチャルのみでも定時株主総会の開催ができるよう、関係者が前向きに検討を**

行っていく必要があります、当社も積極的に貢献していきたいと考えています。

2020年6月

###

¹ 当社の株主総会の出席人数は、2018年は3,091人、2019年は1,099人でした。2019年の定時株主総会は大坂でのG20サミットの影響で横浜での開催となりました (出典:武田薬品工業株式会社)

² 2020年3月31日現在、当社の発行済み株式の18.5%を保有する日本の個人投資家などは、総株主数の99.0%を占めています (出典:武田薬品工業株式会社)

³ 日本の個人投資家の年齢構成は70歳以上:28%、65歳以上:43%、60歳以上:56%です (出典:日本証券業協会)